

幼稚園

23年度の幼稚園入園児を募集します

町では、23年度の幼稚園入園児を次のとおり募集します。

▼対象幼児

町内に住所がある満4歳児・5歳児

○5歳児(平成17年4月2日～18年4月1日生)

○4歳児(平成18年4月2日～19年4月1日生)

▼募集定員

・猪苗代幼稚園 140人

・千里幼稚園 105人

・翁島幼稚園、みどり幼稚園、長瀬幼稚園、吾妻幼稚園はそれぞれ 70人

▼受付期間

23年1月11日(火)～31日(月)

▼申し込み方法

各幼稚園に備え付けの入園願書に必要事項を記入の上、希望する幼稚園に申し込んでください。

▼幼稚園保育料

月額 5600円

▼その他

保育料のほかに保育用品代や教材費などの経費が必要となります。

▼保育時間

午前8時30分～午後5時15分

保護者の勤務時間の都合で通常時間帯での送迎が困難な児童については、午前7時30分から午後6時までお預かりします。

▼保育料

児童の年齢と保護者などの所得税と住民税の課税状況によって決定します。詳しい保育料については、申し込み時にお渡しする一覧表のとおりです(保育料は改正される場合もあります)。

22年分の所得が確定していない場合、暫定で納付していただき、所得税確定後に過不足を調整します。

同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、または認定こども園などに入所している場合、減額措置があります。

また、満18歳に満たない子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降で年齢が3歳未満の児童が保育所に入所する場合、減額措置があります。

▼その他

定員超えなどで、希望する保育所に入所できない場合がありますので、第2、第3希望の保育所も記入してください。

▼問い合わせ先

猪苗代保育所
☎(62) 2637

◎預かり保育について

23年度の預かり保育を猪苗代幼稚園と千里幼稚園で実施します。希望する人は、預かり保育申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

なお、通常保育料のほかに預かり保育料がかかります。

▼預かり保育料

月額 5000円

▼預かり保育を実施する日

日曜日・祝祭日・8月13日～16日・12月29日～翌年1月4日を除く日。

▼預かり保育を実施する日

1 通常の幼稚園教育が行われている日

▼入所対象者

町内に住所があり、保護者や同居の親族が働いているなどの理由で、保育ができない児童。

ただし、その家庭でどなたかが保育できる場合は除きます。

・常時働いている場合(家庭外労働、自営業、内職など)・母親の出産の前後、病气、負傷、または心身に障害がある

・家庭内に長期にわたる病人などがいて、いつもその看護に当たっている場合

▼問い合わせ先

教育総務課教育総務業務

☎(62) 5677

または各幼稚園

猪苗代幼稚園

☎(62) 3234

千里幼稚園

☎(65) 2291

児童

放課後児童クラブの登録児童を募集

放課後の生活指導や長期休業中の余暇指導をする児童クラブに、来年度の登録を希望する児童を募集します。

▼対象児童

①町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童

②留守家庭の児童

※ただし、右記の要件を満たしても、希望者多数の場合は、1年生から3年生までの低学年児童および通学区域に事情のある児童を優先します。

▼開設場所と定員

(別表のとおり)

▼開設時間

①月曜から金曜の平日
放課後～午後6時

②土曜日

午前8時～午後6時

③学校長期休業中

午前8時～午後6時

④学校振替休日(運動会などでの振替休日)

午前8時～午後6時

▼指導内容

生活指導、余暇指導

▼経費



「よいしょー」(猪苗代保育所 もちつき)

保育所

23年度の保育所入所児を募集します

町では、23年度の保育所入所希望児を次のとおり募集します。

▼入所対象者

町内に住所があり、保護者や同居の親族が働いているなどの理由で、保育ができない児童。ただし、その家庭でどなたかが保育できる場合は除きます。

・常時働いている場合(家庭外労働、自営業、内職など)・母親の出産の前後、病气、負傷、または心身に障害がある

・家庭内に長期にわたる病人などがいて、いつもその看護に当たっている場合

・火災、風水害、地震などにより家屋などの復旧にあたっている間

・そのほか保育ができない場合(就学、父母の不在、求職中)

▼募集定員

①猪苗代保育所

80人(うち生後6カ月以上1歳未満児3人)

②川桁保育所

45人(うち生後6カ月以上1歳未満児3人)

③中の沢保育所

35人(うち生後6カ月以上1歳未満児3人)

▼年齢の起算

23年4月1日現在の満年齢。

▼申し込み方法

各保育所に用意してある申込書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して最寄りの保育所に申し込んでください。

▼申し込みに必要な書類

①保育所入所申込書

②22年分源泉徴収票(年末調整済みのもの、父母分)か22年分確定申告書(控)

③父母の在職証明書

④課税台帳閲覧同意書

※別途書類を提出してもらう場合があります。

▼開所日

日曜日・祝祭日・1月2日～4日・12月29日～31日を除く日

▼問い合わせ先

保健福祉課社会福祉業務

☎(62) 2115

(別表)

児童クラブ名	開設場所	定員
猪苗代第二児童クラブ	猪苗代小学校敷地内	40人程度
千里児童クラブ	千里地区コミュニティセンター	40人程度
吾妻児童クラブ	吾妻小学校内いこいのスペース	40人程度
緑児童クラブ	月輪地区コミュニティセンター	40人程度
長瀬児童クラブ	旧長瀬連絡所	40人程度
翁島児童クラブ	翁島地区コミュニティセンター	40人程度

生活

地籍図・字限図の閲覧を休止します

22年中の土地の分筆や合筆などの土地異動分を修正するため、次の期間は地籍図と字限図が閲覧できなくなります。

▼休止期間

2月1日(火)～3月25日(金)

なお、福島地方支務局若松支局では閲覧できます。

▼問い合わせ先

税務課課課業務

☎(62) 2113

募集

放課後児童クラブの指導員を募集

児童に放課後の生活指導や長期休業中の余暇指導をする児童クラブの、来年度の指導員を募集します。

▼募集人員
指導員 18人
補助指導員 若干名(補助指導員は、指導員が休暇を取る場合の代替として勤務します)

▼資格要件
心身ともに健康で、23年4月1日現在で65歳以下の、次のいずれかに該当する成人

①教諭、保育士の資格を持つ人
②児童健全育成に熱意のある人

▼勤務条件
①月曜から金曜の平日
午後1時～午後6時15分

②土曜日
午前8時～午後6時15分

③長期休業中
午前8時～午後6時15分

④学校振替休日(運動会などでの振替休日)
午前8時～午後6時15分
⑤休日
日曜、祝日
※勤務時間を変更することがあります。

ります。
▼勤務内容
児童の生活指導、余暇指導、クラブの庶務会計

▼勤務場所
前ページの別表のとおり

▼応募手続き
町指定の履歴書に写真貼付の上、2月10日(木)まで、保健福祉課に応募してください。履歴書は保健福祉課に備え付けてあります。

▼問い合わせ先
保健福祉課社会福祉業務
☎(62) 2115

町・小野育英会奨学生を募集します

町と小野育英会では、23年度の奨学生を募集します。対象者は、町内に在住し、この4月から高等学校に進学する人です。

▼奨学資金の額
両奨学資金とも月額 1万円

▼貸与期間 23年4月から26年3月までの3年間

▼願書提出期限
3月4日(金)

▼出願方法
・奨学生願書と奨学生推薦調書を、在学する学校経由で教育総務課に提出してください。
・奨学生願書には、連帯保証人の署名が必要です。

・連帯保証人は、本人の父、母、兄弟またはこれに代わる人で、奨学資金返還の義務を負える人に限ります。

▼問い合わせ先
教育委員会教育総務課
☎(62) 5677

相談

人権擁護・行政相談委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律についてこの機会にぜひご相談ください。

▼開催日時
1月18日(火)
午前10時から午後3時まで

▼場所 町役場3階 日本間

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先
総務課 秘書広報業務
☎(62) 2111

告示

・第146号「公売通知書の公示送達について」
(税務課収納業務)

・第147号「配当計算書の公示送達について」
(税務課収納業務)

・第148号「平成22年第7回定例議会招集」
(総務課行政管理業務)

・第149号「充当通知書の公示送達について」
(税務課収納業務)

・第150号「延滞金督促状の公示送達について」
(税務課収納業務)

・第151号「国民健康保険被保険者証無効告示」
(町民生活課国保年金業務)

・第152号「不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について」(税務課収納業務)

・第62号「農用地利用集積計画について」
(農業委員会農地業務)

・第63号「不動産等の最高価申込者決定の公告」
(税務課収納業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課に問い合わせください。

・第62号「農用地利用集積計画について」
(農業委員会農地業務)

粗大ごみの搬入受付方法が変わります

町内から排出される粗大ごみの処分については、毎月粗大ごみの日を指定し、旧衛生センターで受け入れをしています。

13年4月1日に野焼き禁止の法律が施行されて以来、金属以外の粗大ごみの排出量は21年度までの9年間で倍増し、排出量の増加に伴い処分経費も増加しています。排出量増加の一因として、粗大ごみ以外の廃棄物の持ち込み、事業系一般廃棄物の持ち込みや他市町村からの持ち込みが考えられます。

そのため、これまで口頭の申し出で粗大ごみを受入れていましたが、町内から発生した家庭系の粗大ごみであるかを確認するため、搬入受付票の提出と搬入者の本人確認をお願いすることにしましたので、ご協力をお願いいたします。

タイヤ、タイヤホイールは、排出者の責任と負担の公平性を考慮して、粗大ごみとしての受け入れを取り止めます。処分依頼は販売店などをお願いします。

1. 搬入受付方法

1) 旧衛生センターに粗大ごみを持ち込む人は、事前に「粗大ごみ搬入受付票」に必要事項を記入の上、搬入時に係員に提出してください。

「粗大ごみ搬入受付票」は事前に区長経由で1部を配布します。以後は、役場町民生活課および粗大ごみ回収日に旧衛生センターで配布しますので希望する人は申し出てください。

2) 提出の際、本人確認のため運転免許証などの提示をお願いします。

3) 他の人に運搬を依頼する場合は、ごみ排出者本人が同乗するか、同乗できない場合は搬入受付票に依頼者(排出者)の氏名、住所、電話番号を必ず記入してください。

2. 実施時期 23年4月の粗大ごみ受入日から

3. 粗大ごみの搬入できる日、時間帯

1) 搬入できる日 町が指定する日
ごみリサイクルカレンダーで確認してください。

2) 搬入できる時間帯
午前9時～正午、午後1時～午後4時

4. 搬入時の注意点(お願い)

1) つぎの物は搬入できません。
①猪苗代町以外から排出された廃棄物
②町指定のごみ袋に入る家庭のごみ
③重量50kg以上の物、長さ180cm以上の物(木類以外)、直径(角材は対角)15cm以上または長さ100cm以上の木類

④家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)パソコン、バイク、自動車部品、タイヤ、タイヤホイール、スクラップ、消火器、耐火金庫、ガレキ、コンクリート類、ブロック、残土

※タイヤとタイヤホイールは、23年4月から粗大ごみとして受け入れできなくなりますので、販売店や廃棄物収集運搬業者に引き取りを依頼(有料)するか、ご自分でホイールを外して、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに直接持ち込んでください(町の証明書があれば無料)。

⑤事業活動に伴い発生するごみ、農機具、農業資材、建築廃材

⑥産業廃棄物

⑦有害物質を含む物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物、特別管理一般廃棄物、その他処理に支障があると町が認める物は搬入できません。

2) 搬入に際しては、注意事項および係員の指示を守ってください。

3) 上記のことを守らない場合は搬入をお断りすることがあります。

5. その他

1) ご自分で運搬できない場合や町が引き取らないごみの処理については、ごみ処理業者に処理を依頼してください(有料)

2) 引越しなどで一度に大量の家庭ごみを排出する場合、町の証明を受けて自ら会津若松市にある会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに直接持ち込むことができますので、町民生活課に問い合わせてください。

●問い合わせ先 町民生活課 ☎(62) 2114